



能登半島地震災害支援 第19回ゴルフコンペ



◆ 優勝＝國分純さん（國分木材店）
 ◆ 準優勝＝風間弘和さん（心愛会）
 ◆ 第三位・BG＝満田盛護さん（会津天宝醸造）

成績は次のとおりです。

コソペの表彰式には協賛企業からたくさんの賞品をご提供いただき、参加者全員に多くの賞品が手渡されました。

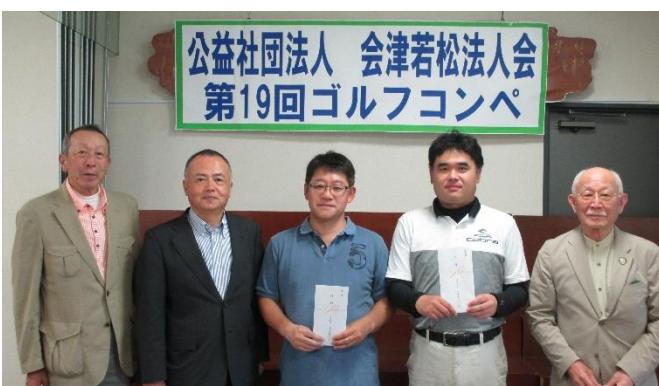


寄付を呼び掛ける猪俣実行委員長

7月3日、会津磐梯カントリークラブにおいて第19回ゴルフコンペを開催しました。このコンペは1月に発生した「能登半島地震」のチャリティーコンペとして行われ40名が参加しました。

コンペでは参加費に含まれた寄付のほか、厚生委員長の猪俣孝之実行委員長の掛け声のもと、募金箱に浄財が寄せられ、総額50,000円を石川県に寄付いたしました。

【協賛企業名】五十音順・敬称略
 会津商工信用組合／会津通運㈱／会津天宝醸造㈱／㈱会津磐梯カントリークラブ／㈱会津美里振興公社／㈱会和工務店／アフラック郡山支社／AIG損害保険郡山支店／㈲遠藤総合経営センター／金子建設㈱／㈱佐質工務所／㈱佐藤電設／鈴木勝人税理士事務所／㈱鈴善／大同生命保険㈱会津営業所／一般財団法人竹田健康財団／坂下清掃／㈱福島情報機器㈱／フローラルゾーン会津／㈱米夢の郷／㈱マコト精機／(有)マルイ塗装／丸善商事㈱／㈱萬花樓／柳津測量設計㈱／渡部産業㈱



左から 猪俣委員長、満田さん、國分さん、風間さん、渡邊泰夫顧問

令和6年版「年末調整のしかた」販売いたします！

「年末調整のしかた」（定価2,310円）の会員割引を今年も会員事業所に限り2,000円で斡旋（差額は法人会で負担）します。ご希望の方は法人会事務局または、11月13日・14日開催の年末調整説明会会場（於：アピオスペース）へお越しください。お申し込み・お問合せ：会津若松法人会事務局 0242-22-5821

割引券の発行はいたしませんので、購入時に事業所名をお知らせください



年末調整説明会にお申込みされた皆様へ

年末調整説明会にお申込みされた方は同封の「わかりやすい 令和6年分

年末調整の実務のポイント（右図参照）」をご持参ください。

※11月13日は定員に達しましたので募集を締め切らせていただきました。



新税務署長ごあいさつ



会津若松税務署長
佐伯 保

本年七月の定期人事異動により、会津若松税務署長を拝命いたしました。前任は国税庁長官官房札幌派遣主任国税庁監察官で、札幌で北海道内の国税職員の非行に対する対応、また非行の未然防止に向けて取り組んでまいりました。

出身は青森県八戸市です。青森県の南東部の太平洋岸に位置しております。イカの水揚げ量で日本一となつたこともある港町です。現在は、漁港のある館花岸壁で開催される朝市が有名になつています。

会津地方での勤務は初めてとなります。会津の歴史や文化はもとより、皆様の人情にも触れながら職務に精励して参りたいと存じます。

遠藤会長をはじめ、会津若松法人会、会員の皆様には、平素より税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と多大なる御協力を賜っておりますことに、心から御礼申し上げます。

会津若松法人会におかれましては、納税意識の向上と企業経営並びに社会の健全な発展のため、日々活動されておられます。私どもといたしましても、研修会への講師派遣や

貴会との協調に努めてまいりますので、今後とも活発な事業活動を展開され、組織の拡大が図られますことを、心より御期待申し上げます。

さて、令和6年の年末調整につきましては、本年も貴会主催による年末調整説明会を開催していただき、税務署から講師派遣による協力をさせていただくこととしております。

また、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に「年末調整のしかた」等及び「定額減税特設サイト」において「年調減税事務」の動画を掲載しているほか、チヤットボット「ふたば」による税務相談も御利用いただけます。

加えて、適正な申告納税の推進と納税意識の向上に取り組むとともに、添付書類を含めたe-Tax（A LLe-Tax）の一層の普及・源泉所得税を中心としたダイレクト納付の拡大と期限内納付の確保、インボイス制度の定着に向けた周知・広報や租税教育の充実などのほか、酒処会津の酒類業の振興にも取り組むこととしております。

会津若松法人会並びに会員の皆様には、会報誌等を通じた広報活動や租税教室への講師派遣など、これまでも多大なる御協力をいただいており、引き続き、御支援・御協力をお願ひ申し上げます。

結びに、会津若松法人会の益々の御発展と会員企業の御繁栄、並びに会員の皆様の御健勝を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

税を考える週間

11月11日 ~ 11月17日

～これからの社会に向かって～

納税意識の向上に向けた
様々な取組を実施しています。

- ◆ 「税を考える週間」の特集ページ
国税庁ホームページに国税庁の取組を紹介するページを開設します。
 - ◆ 講演会や説明会
国税局や税務署による大学生や社会人向けの講演会や説明会を全国各地で開催します。
 - ◆ 各種イベント
関係民間団体などによる講演会や税の作品展など 全国各地で行われます



国税庁は税務行政のDXを推進しています

税を考える時間



- ▶ 「あらゆる税務手続が、税務署に行かずにできる社会」の実現を目指しています。
 - ▶ 国税庁における、データ分析やAIの活用を進めています。
 - ▶ 関係省庁等とも連携し、事業者の業務のデジタル化推進に取り組みます。

国税庁

<https://www.nta.go.jp>





9/19 決算説明会 (法人会会議室)

9/17 幹部・リーダー社員のための
若手社員育成講座 (アピオスペース)

8/30 青年部会暑気払い (萬花樓)

租税教室



7/11 鶴城小 (児童数 43 名)



9/13 門田小 (児童数 65 名)

会報「法人ニュース会津」

チラシ同封・広告掲載募集中

「法人ニュース会津」ではチラシを同封して配達するサービスや「盛夏号（7月発行）」・「新年号（1月発行）」では本誌への広告を募集しております。

当会の会報は、会員企業・関係官庁・各種団体にお届けしており、販売促進を始め、企業や商品PR、イベントの案内等に最適です。ぜひご利用ください！

同封	チラシ (B5、A4)	5, 000円
	チラシ (B4、A3)	7, 000円
	パンフレット	10, 000円
掲載	名刺広告	5, 000円
	企業広告	10, 000円～

詳細は事務局へお問い合わせください



8/27・9/18 生成AIセミナー (法人会会議室)

自主点検チェックシートをご活用ください

法人会では企業における内部統制や経理面などの“自主点検”が簡単に行えるよう「自主点検チェックシート（後援：国税庁）」の活用を推奨しています。

法人会のホームページからダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

お申し込み・お問合せ：会津若松法人会事務局 ☎ 0242-22-5821

自主点検チェックシート

会員登録	会員登録	会員登録	会員登録
会員登録	会員登録	会員登録	会員登録

会津若松法人会事務局
電話：0242-22-5821

企業・事業者関係の改正

賃上げ促進税制の強化

Q

コロナ禍から赤字続きですが、従業員に教育訓練を行いつつ給料を上げたいと思っています。賃上げ促進税制は活用できるでしょうか？

A

中小企業においては、継続雇用者に支給する給与総額を前年度より一定以上増加させた場合等に、増加額の最大45%を税額控除できるほか、賃上げを行った年度に赤字となり税額控除ができなくても5年間の繰越が可能となりました。

1. 改正の背景

低迷が続いた我が国の賃金が昨年、大企業平均で約30年振りの高い水準を記録しました。これを一過性のものとすることなく、かつ中小企業においても厳しい状況下でも賃上げを行えるよう、物価上昇を十分に超える持続的・構造的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から賃上げ促進税制における特別措置が強化されました。

2. 改正の内容

賃上げ促進税制は、中小企業向けと大企業向けで要件や控除率が異なり、従来の大企業のうち常用従業員数が2,000人以下の「中堅企業」枠が新たに設けられました（☞下図参照）。

■中小企業向け賃上げ促進税制

（1）上乗せ措置見直し控除率最大45%に

中小企業向け賃上げ促進税制は、継続雇用者全体の給与総額の増加率が前年度比+1.5%以上の場合は控除率は15%、+2.5%以上では30%となり、今年度改正では前年度比+5%（改正前+10%）に緩和される教育訓練費の要件を満たす場合は10%、「くるみん」または「えるぼし2段階目以上」の認定を受けた仕事と子育ての両立・女性活躍支援の要件を満たす場合は5%とそれぞれ上乗せされ、税額控除率は最大で45%となります。税額控除額が給与増加額に税額控除率を乗じて計算しますが、控除上限額は法人税額等の20%です。

改正後						改正前			
	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
大企業 (改正後)	+3%	10%	+5%	+5%	20%	+3%	15%	+5%	20%
	+4%	15%			25%	+4%	25%		30%
	+5%	20%			30%	—	—		—
	+7%	25%			35%	—	—		—

*プラチナくるみん or プラチナえるぼし

	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
中堅企業	+3%	10%	+5%	+5%	20%	+3%	15%	+5%	20%
	+4%	25%			35%	+4%	25%		30%

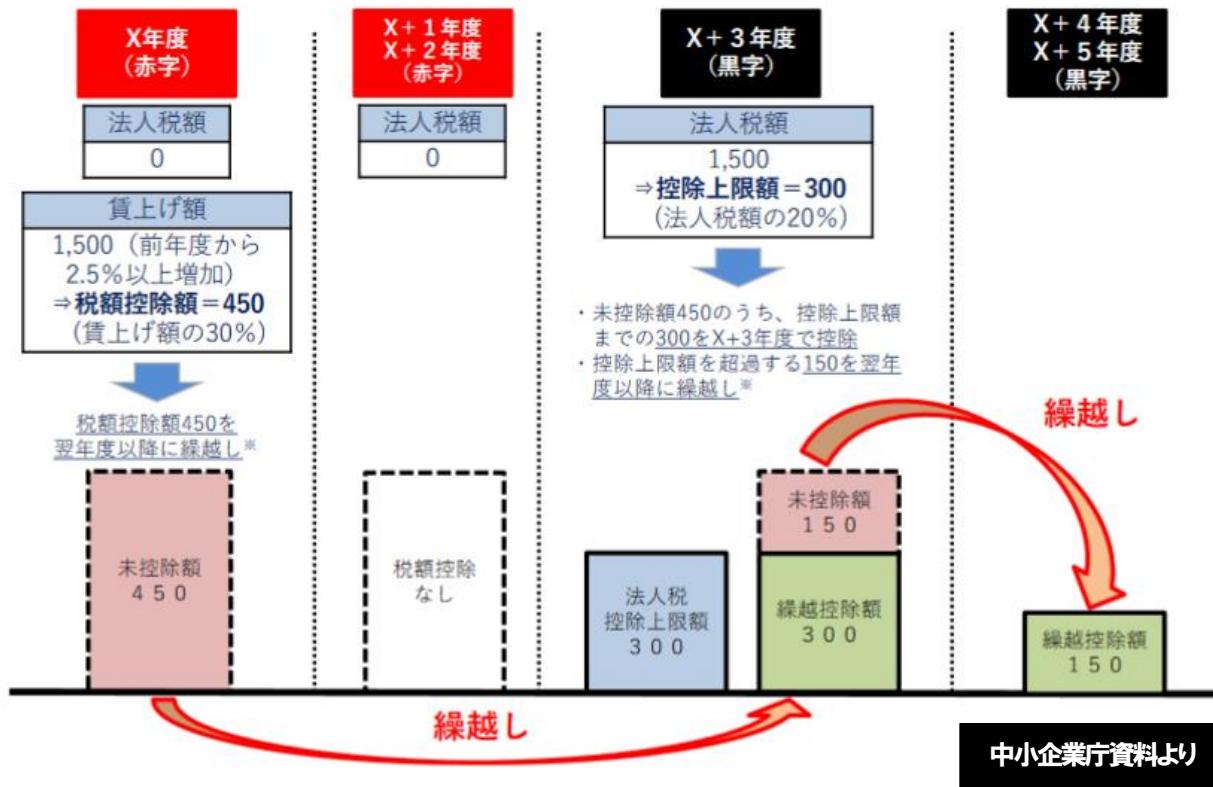
*プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上

	全雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%⇒+5% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大45%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%
中小企業	+1.5%	15%	+10%	+5%	30%	+1.5%	15%	+10%	25%
	+2.5%	30%			45%	+2.5%	30%		40%

*くるみん or えるぼし二段階目以上

財務省資料より

繰越控除措置のイメージ



(2) 5年間の繰越控除措置を導入

また、赤字経営が続く厳しい状況の中でも賃上げを行う中小企業を後押しするため、税額控除の5年間の繰越措置が新たに創設されました。ただし、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与総額を前年度より増加させていることが要件です。

上図のように、賃上げを実施した事業年度が赤字で控除できなかった場合も翌年以降に繰り越すことができ、黒字となつた3事業年度目に控除を行うも上限額を超えて控除しきれなぐても、5年以内であれば控除可能のため黒字となつた4～5事業年度目に繰り越して税額控除が適用されます。大企業と中堅企業は繰越措置を利用できません。

適用対象となる給与支等給額は、役員等や個人事業主と特殊の関係のある者を除きますが、パート・アルバイトを含め既存及び新規採用した国内雇用者の基本給やボーナス等です。

(3) 教育訓練費

教育訓練費は、国内雇用者に対して法人が自ら行う外部講師謝金等、外部施設利用料等をはじめ、他の者に委託する外部委託研修や外部研修への参加費などOFF JT(Off The Job Training)に係るもののが対象。教育訓練費の上乗せ要件は各企業向とも、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与総額の0.05%以上である場合に限り、適用が可能です。

(4) くるみん・えるぼし認定

新設された上乗せ措置の、仕事と子育ての両立・女性活躍支援の要件は、仕事と子育ての両立サポートや多様な労働条件・環境整備等に積極的に取り組む企業に対し国が認定する「くるみん」と、女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業に対し国が認定する「えるぼし」2段階目以上のどちらかの認定を受けている必要があります。

両認定制度とも、女性活躍・子育て支援への取組内容等を具体的に盛り込んだ「一般事業主行動計画」の届出を実施した事業主のうち、取組状況が優良であるなどの要件を満たす企業が、都道府県労働局に申請することで認定を受けられ、高い水準の取組みを行うことでランクが変わります。

くるみん認定は、2年以上5年以下の計画期間内に男性労働者の育児休業等取得率が10%以上、女性労働者の育児休業等取得率が75%以上等であるなどの要件を満たす必要があります。大企業・中堅企業は、くるみん認定を受けた上で男性労働者の育児休業等取得率が30%以上であるなどの要件を満たすプラチナくるみんの認定が必要です。

えるぼし認定は、5つの基準のうち、中小企業向けの上乗せ要件となる2段階目以上となるには、3つ以上の基準を充足等することが必要です。全ての基準を満たし行動計画の目標を達成すれば、大企業・中堅企業向け要件のプラチナえるぼしに認定されます。

「令和6年度版 改正税法の手引き」より抜粋

～困ったときは、お近くの税理士に相談しましょう～

記事提供：東北税理士会会津若松支部

日々の業務を



デジタル化で効率 UP!



取引や会計などの業務のデジタル化が進めば・・・

- ✓ 単純ミスを防いで ✓ 書類の保存 ✓ 経営の正確性と効率 UP!
- ✓ コスト DOWN! ✓ 高度化！

会計ソフトの導入等で
IT 導入補助金の利用も！



詳しくはこちらから

国税庁では日々の取引や会計などの、業務のデジタル化促進に向けて取り組んでいます

国税庁
<https://www.nta.go.jp>

イーネンチョウ
e-年調 年末調整をもっと便利に！

年末調整の電子化

もう書類は必要ありません！

国税庁では年末調整手続の電子化に取り組んでいます。給与所得者（従業員）から給与等の支払者（勤務先）へ年末調整に関する申告書や控除証明書などがデータで提出できます。


**従業員の方への
メリット**


**勤務先への
メリット**

①マイナポータルを利用して控除証明書を1回の操作でまとめて取得！	①申告書様式の入手や配付が不要！
②控除証明書が申告書に自動転記！	②従業員から提出された申告書の控除額や添付書類の確認作業が削減！
③申告書の控除額はソフトで自動計算！	③提出された申告書の給与システムへの手入力が不要！
④紙での手続（作成・提出）が不要！	④申告書（紙）の保管場所が不要！

詳細は、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご確認ください。

国税庁 

年末調整 電子化 

**電子申告で
効率UP!**

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダライタ）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。

法人会 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

納税には ダイレクト納付が 便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の提出省略^(注)  還付がスピーディー

(注)法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求めることがあります。

さらに詳しくはWEBへ
[イータックス 検索](#)

